

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号（以下「本件」という。）について、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目について和解することとし、それ以外の点については本和解の効力は及ばないことを確認する。

記

損害項目

中間指針第4次追補、第2、1（指針）I)①に基づく精神的損害（増額分）
100万0000円

2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項記載の損害項目についての和解金として、金100万0000円の支払義務があることを認める。

3 支払方法

（省略）

4 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目について、以下の点を相互に確認する。

- （1）本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- （2）本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

以上

本和解の成立を証するため、本和解契約書2通を作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印のうえ、申立人が1通を、被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成26年11月26日

（仲介委員 中野剛史）